

## 条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第二号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表都市整備部の項第百十六号金額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算して得た金額

イ 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第五十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものが提出された場合

(1) 一戸建ての住宅 五千元

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万千円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万三千円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 五万二千円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 九万四千円

(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万千円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 一万九千円

(三) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 三万千円

(四) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 九万四千円

(五) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十四万九千円

- (六) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの  
十八万八千円
- (七) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの  
二十三万五千円
- ロ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第十条第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
- (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの  
四万円
- (二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの  
四万四千円
- (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの  
八万円
- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
十三万五千円
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
二十三万円
- ハ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの
- (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの  
二万円
- (二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの  
二万二千円
- (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの  
三万八千円
- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
六万六千円
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
十二万円
- (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの  
十八万三千元
- ニ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 二十六万七千円
  - (2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 三十三万四千円
  - (3) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 四十三万二千円
  - (4) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 六十一万六千円
  - (5) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 七十五万九千円
  - (6) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 八十九万八千円
  - (7) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 百二十四千円
- ホ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 十万二千円
  - (2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 十三万円
  - (3) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十七万千円
  - (4) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二十七万七千円
  - (5) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十六万二千円
  - (6) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 四十三万五千円
  - (7) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 五十一万円

別表都市整備部の項第百十八号金額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算して得た金額

イ 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものが提出された場合

- 
- (1) 一戸建ての住宅 二千五百円
- (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五千五百円
  - (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一万千五百円
  - (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二万六千円
  - (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 四万七千円
- (3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五千五百円
  - (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 九千五百円
  - (三) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一万五千五百円
  - (四) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 四万七千円
  - (五) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 七万四千五百円
  - (六) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 九万四千円
  - (七) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 十一万七千五百円
- ロ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
- (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 二万円
  - (二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 二万二千円
- (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 四万円
  - (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 六万七千五百円
-

- 
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
の  
十一万五千円
- (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの  
十六万五千円
- ハ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十  
条第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの
- (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万円
- (二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万千円
- (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ  
次に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万九千円
- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のも  
の 三万三千円
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のも  
の 六万五百円
- (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 九万五千五百円
- ニ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十  
条第一号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物  
の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 十三万三千五百円
- (2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの  
十六万七千円
- (3) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
二十一万六千円
- (4) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
三十万八千円
- (5) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの  
三十七万九千五百円
- (6) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の  
もの 四十四万九千円
- (7) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 五十一万二千円
- ホ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十  
条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物  
の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
-

(1)	床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	五万千円
(2)	床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	六万五千円
(3)	床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	八万五千五百円
(4)	床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十三万八千五百円
(5)	床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十八万千円
(6)	床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十一万七千五百円
(7)	床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十五万五千円

別表都市整備部の項第二百二十号中「(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号)」を削る。

別表都市整備部の項第二百一十一号中「第二百二十五号イ(2)及びロ(2)」を「第二百二十五号イ(2)、ロ(2)及びハ(2)」に、「第十条第二号イ及びロ」を「第十条第二号イ(1)及びロ(1)」に改め、同号金額の欄中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの		
(1)	一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(一)	床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万円
(二)	床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万二千元
(2)	住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(一)	床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	三万八千元
(二)	床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	六万六千元
(三)	床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十二万千円
(四)	床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十八万三千元

別表都市整備部の項第二百二十三号中「第十条第二号イ及びロ」を「第十条第二

号イ(1)及びロ(1)」に改め、同号金額の欄中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万円

(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万千円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万九千円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
の 三万三千円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
の 六万五百円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 九万五千円

別表都市整備部の項第二百五号中「(知事が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(二)から(四)までにおいて同じ。)」を削る。

第二条 埼玉県手数料条例の一部を次のように改正する。

第三条第十九号中「第七十五号」を「第七十六号」に改め、同条第二十号中「第七十六号」を「第七十七号」に改め、同条第二十一号中「第七十七号」を「第七十八号」に改め、同条第二十二号中「第七十八号」を「第七十九号」に改め、同条第二十三号中「第七十九号」を「第八十号」に改め、同条第二十四号中「第八十号」を「第八十一号」に改め、同条第二十五号中「第八十一号」を「第八十二号」に改め、同条第二十六号中「第八十五号」を「第八十六号」に改める。

別表福祉部の項第十五号中「千八百円」を「千四百円」に改める。

別表保健医療部の項第二百一十一号中「七百元」を「七百三十円」に、「三百円」を「三百四十円」に改める。

別表県土整備部の項第四号中「事務」の下に「(インターネットを利用して表示する場合を除く。)」を加える。

別表都市整備部の項第一号中「第一百七号イ及び第二百二十二号イ」を「第一百八号イ及び第二百二十三号イ」に改め、同項第五号中「第一百十号ハ、第一百七号ハ及び第二百二十二号ハ」を「第一百一十号ハ、第一百十八号ハ及び第二百二十三号ハ」に

改め、同項中第二十五号を削り、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 建築基準法第五十二条第六項第三号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	二万七千円
--	-------------------	-------

別表都市整備部の項第二十九号中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第三項又は第四項各号」に改め、同項中第二百二十六号を第二百二十七号とし、第二百十五号を第二百二十六号とし、同項第二百二十四号中「第二百二十二号金額の欄イ」を「第二百二十三号金額の欄イ」に、「第二百二十二号金額の欄ロ」を「第二百二十三号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第二百二十五号とし、同項第二百二十三号中「第二百一十一号金額の欄」を「第二百二十二号金額の欄」に改め、同号を同項第二百二十四号とし、同項中第二百二十二号を第二百二十三号とし、同項第二百一十一号中「第二百一十三号イ(2)」を「第二百二十四号イ(2)」に、「第二百一十五号イ(2)」を「第二百一十六号イ(2)」に改め、同号を同項第二百二十二号とし、同項第二百二十号中「第二百一十六号」を「第二百二十七号」に改め、同号を同項第二百一十一号とし、同項第二百一十九号中「第二百一十七号金額の欄イ」を「第二百一十八号金額の欄イ」に、「第二百一十七号金額の欄ロ」を「第二百一十八号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第二百二十号とし、同項中第二百一十八号を第二百十九号とし、第二百十三号から第二百一十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二百一十二号中「第二百一十号金額の欄イ」を「第二百一十一号金額の欄イ」に、「第二百一十号金額の欄ロ」を「第二百一十一号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第二百一十三号とし、同項中第二百一十一号を第二百一十二号とし、第二百一十号を第二百一十一号とし、同項第二百一十九号中「第二百一十一号」を「第二百一十二号」に、「第二百一十二号」を「第二百一十三号」に改め、同号を同項第二百一十号とし、同項中第二百一十八号を第二百一十九号とし、「第八十五号」に改め、同号を同項第九十号とし、同項中第八十八号を第八十九号とし、第三十三号から第八十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の次に次の一号を加える。

三十三 建築基準 法第五十八条第 二項の規定に基 づく建築物の高 さの最高限度の 特例の許可の申 請に対する審査	高度地区 内におけ る建築物 の高さの 最高限度 の特例許 可申請手 数料	十六万円
--	--	------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の埼玉県手数料条例別表福祉部の項及び保健医療部の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（令和四年埼玉県条例第四十五号）附則第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合の手数料については、第一条の規定による改正後の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。